



(その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。)にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。)を交付する。保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは、それらの者に係る被保険者証)を交付する。

市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納するとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主(第三項の規定による保険料を滞納する被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)及びその世帯に属する被保険者、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。)及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を

定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について六月末満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

国民年金法第二百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。

前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特別会計）

**第十一条** 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めることにより、それぞれ特別会計を設けなければならぬ。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

**第十二条** 国民健康保険事業の運営に関する事項（二）の法律の定めるところにより都道府県が處理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徵収、第八十二条の二第二項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要な事項に限る。）を審議さ

2 事業の運営に関する協議会を置く。

國民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限り、）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののはか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところの定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされる事務に係るものに限り、）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののはか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

**第十二条 削除**

**第三章 國民健康保険組合**

**第一節 通則**

**（組織）**

**第十三条** 國民健康保険組合（以下「組合」という。）は、同種の事業又は業務に從事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。

2 前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第六条各号（第八号及び第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることができない。ただし、その者の世帯に同条各号（第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

4 第一項の規定にかかわらず、組合に使用される者で、第六条各号（第八号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。（人格）組合は、法人とする。

**第十五条** 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。  
組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。  
**(住所)**

**第十六条** 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

**(設立)**

**第十七条** 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の認可の申請は、十五人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者三百人以上の同意を得て行うものとする。

**3** 都道府県知事は、第一項の認可の申請があった場合においては、あらかじめ、次の各号に定める組合の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聞き、当該認可の申請に係る組合の設立により、当該組合の地区をその区域に含む都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

**1** その地区が一の都道府県の区域を越えない組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

**2** 市町村（第一項の認可の申請を受けた都道府県知事が統括する都道府県内の市町村に限る。）の市町村長及び当該組合の地区をその区域に含む都道府県の都道府県知事（当該認可の申請を受けた都道府県知事を除く。次項において「他の都道府県知事」という。）

前項の規定により、他の都道府県知事が意見を述べるに当たつては、あらかじめ、当該他の都道府県知事が統括する都道府県内の市町村（第一項の認可の申請に係る組合の地区をその区域に含む市町村に限る。）の市町村長の意見を聽かなければならぬ。

組合は、設立の認可を受けた時に成立する。  
**(規約の記載事項)**

**第十八条** 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

二 事務所の所在地	三 組合の地区及び組合員の範囲
四 組合員の加入及び脱退に関する事項	五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項
六 役員に関する事項	七 組合会に関する事項
八 保険料に関する事項	九 準備金その他の財産の管理に関する事項
十 公告の方法	十一 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項

（被保険者）	第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、第六条各号（第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。
（資格取得の時期）	前項の規定にかかるわらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としないことができる。
（第二十条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は第六条各号（第十号を除く。）のいずれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。	（資格喪失の時期）
第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなつた日の翌日又は第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより、都道府県等が行う国民健康保険又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。	（役員）
（準用規定）	第二十二条 第九条（第十二項から第十四項までを除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場

（監査する。）	第二十三条 組合に、役員として、理事及び監事を置く。
（理事の職務）	第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。
（第二十五条 組合会において議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。	（第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
（第二十六条 組合に組合会を置く。）	（第二十六条 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。）
（組合会の議決事項）	（第二十七条 次の各号に掲げる事項は、組合会において、規約で定める。（議決権のない場合））

（議決権のない場合）	第二十九条 組合と特定の組合会議員との関係について議決をする場合には、その組合会議員は、議決権を有しない。
（組合会の権限）	第三十条 組合会は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。
（理事の代理権の制限）	第二十四条の三 理事は、規約又は組合会の決議によつて禁止されない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。（仮理事）
（第二十四条の二 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。）	第二十四条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。（利益相反行為）
（第二十五条の三 理事は、規約で組合会の決議を経なければならないものと定めた事項）	第二十四条の五 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。（理事の専決処分）
（第二十六条の二 組合の業務は、規約に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半數で決する。）	第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
（第二十七条 次の各号に掲げる事項は、組合会において、規約で定める。（議決権））	第二十五条 組合会において議決すべき事項に關し臨時急務を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
（第二十八条 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。）	第二十六条 組合は、第一項第三号に掲げる事項及び第二項に規定する厚生労働省令で定める事項の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（組合会の招集）
（第二十九条 組合員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、臨時組合会を招集しなければならない。（選挙権及び議決権））	第二十七条 第三項及び第四項の規定は、組合の合併により消滅する組合の地区を合併後存続する組合の地区の一部とする地区的拡張に係る規約の変更その他の厚生労働省令で定めるものを除く。の議決は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（第三十条 組合会は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。）	第二十八条 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。（組合会の招集）
（第三十一条 組合会は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。）	第二十九条 組合員は、各自一箇の議決権を有する。

組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせことができる。	二 第三十一条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第七十八条の規定は、組合について準用する。
（解散）	第三節 解散及び合併
組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。	第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由による解散する。
一 組合会の議決	一 組合会の議決
二 規約で定めた解散理由の発生	二 規約で定めた解散理由の発生
三 第百八条第四項又は第五項の規定による解散命令	三 第百八条第四項又は第五項の規定による解散命令
四 合併	四 合併
組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。	組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
（残余財産の帰属）	（残余財産の帰属）
組合した者の指定した者に帰属する。	組合した者の指定した者に帰属する。
規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事会は、都道府県知事の許可を得て、その組合の目的に類似する目的のために、その財産を处分することができる。ただし、組合会の決議を経なければならぬ。	規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事会は、都道府県知事の許可を得て、その組合の目的に類似する目的のために、その財産を处分することができる。ただし、組合会の決議を経なければならぬ。
前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。	前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
（清算中の組合の能力）	（清算中の組合の能力）
組合が解散した場合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。	組合が解散した場合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。
（清算人）	（清算人）
組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事があるとき、又は組合会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。（裁判所による清算人の選任）	組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事があるとき、又は組合会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。（裁判所による清算人の選任）
（第三十二条の五 前条の規定により清算人となる者がいるとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。）	（第三十二条の五 前条の規定により清算人となる者がいるとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。）

（清算人の解任）	第二十二条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
（清算人の届出）	第三十二条の七 清算人は、破産手続開始の決定及び第一百八条第四項又は第五項の規定による解散命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を都道府県知事に届け出なければならない。
（清算中の組合の届出）	第三十二条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。 (清算人の職務及び権限)
（清算中の組合の管轄）	第三十二条の九 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債務者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。
（清算中の組合の監督等）	第三十二条の十 清算人は、前項の公告には、債務者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債務者を除斥することができない。清算人は、知っている債務者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
（清算中の組合の監督）	第三十二条の十一 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
（裁判所による監督）	第三十二条の十二 組合の解散及び清算は、裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算人の報酬）	第三十二条の十三 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
（清算の報酬）	第三十二条の十四 清算人の選任の裁判に対しても不服を申し立てることができない。
（清算の管轄）	第三十二条の十五 裁判所は、第三十二条の五の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。
（清算の監督）	第三十二条の十六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（清算の監督）	第三十二条の十七 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。
（清算の監督）	第三十二条の十八 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（清算の監督）	第三十二条の十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債務者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求することができる。
（清算の監督）	第三十二条の二十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債務者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求することができる。

（療養の給付）	第四章 保険給付 第一節 療養の給付等
（療養の給付）	第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。
（療養の給付）	第三十七条 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
（療養の給付）	第三十七条の二 清算が結了したときは、清算（清算結了の届出）
（療養の給付）	第三十七条の三 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
（療養の給付）	第三十七条の四 不服申立ての制限
（療養の給付）	第三十七条の五 裁判所は、第三十二条の五の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。
（療養の給付）	第三十七条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（療養の給付）	第三十七条の七 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。
（療養の給付）	第三十七条の八 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（療養の給付）	第三十七条の九 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（療養の給付）	第三十七条の十 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。
（療養の給付）	第三十七条の十一 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
（療養の給付）	第三十七条の十二 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
（療養の給付）	第三十七条の十三 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
（療養の給付）	第三十七条の十四 清算が結了したときは、清算（清算結了の届出）
（療養の給付）	第三十七条の十五 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
（療養の給付）	第三十七条の十六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（療養の給付）	第三十七条の十七 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。
（療養の給付）	第三十七条の十八 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（療養の給付）	第三十七条の十九 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
（療養の給付）	第三十七条の二十 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。
（療養の給付）	第三十七条の二十一 組合は、合併しようとする場合においては、組合会においてその旨を議決しなければならない。
（療養の給付）	第三十七条の二十二 組合が合併した場合には、合併により新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併により消滅した組合の権利義務（その組合が、国民健康保険事業に關し、行政庁の許可、認可その他の处分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。
（療養の給付）	第三十七条の二十四 削除
（療養の給付）	第四節 雜則
（療養の給付）	（政令への委任）
（療養の給付）	第三十五条 この章に規定するもののほか、組合の管理、財産の保管その他組合に關して必要な事項は、政令で定める。



(保険医療機関等の報告等)

は、病養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若くは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 おいては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第四十一項第二項の規定は、第一項の規定による適用は、既に述べた通りである。

する質問又は検査について準用する。

5 都道府県知事は、保険機関等につきこの法律による療養の給付に關し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは保険薬剤師につきこの法律による診療若しくは調剤に關し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならぬ。

(健康保険法の準用)  
**第四十六条** 健康保険法第六十四条及び第八十二条第一項の規定は、本法による療養の給付について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第四十七条から第五十一条まで** 削除  
**(入院時食事療養費)**

長期入院被保険者を除く。)が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養費に要した費用について、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員

員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

4  
5 機関に支払うことができる。  
当該世帯又は組合員に代わり、当該保険医療機関による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

き、その支拂を受ける際、當該支拂をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

(入院時生活療養費)  
し必要な技術的読替えは、政令で定める。

いて、当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が

当該特定長期入院被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

た費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要する費用の額）。

3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条  
第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第  
三項から第八項まで、第四十五条の二及び前条  
第三項から第五項までの規定は、保険医療機関  
について受けた生活療養及びこれに伴う入院時  
生活療養費の支給について準用する。この場合  
において、これらの規定に関し必要な技術的読  
（保険外併用療養費）  
替えは、政令で定める。

の選定で該保険会社が同意しない旨が別表  
患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当  
該被保険者の属性による世帯の世帯主又は組合員  
に対し、その療養に要した費用について、保険外  
併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又  
は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証  
明書の交付を受けている場合は、この限りでな  
い。

2  
1  
（保険外併用療養費の額は、第一号に規定する額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは、当該額及び第三号に規定する額の合算額）とする。  
一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要

した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。」から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た

額（療養の給付に係る第四十二条第一項の一部負担金について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られ

たものとした場合の額とする。) を控除した  
額

きは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）から、食事療養標準負担額を控除し

三 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。）から、生活療養標準負担額を控除した額

健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第十二項第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれら半分の呆食料併用

養及びて選定療養並にしてこれに付随する保険料の負担額外に付用療養費の支給について準用する。この場合においては、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条の二の規定は、前項において準用する第五十二条第三項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額につき第五点を除くを以て費用の額と認むる。

（その額が現に疗養に要した費用の額を超えるときは、当該現に疗養に要した費用について保険外併用疗養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。）

うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することがで

きる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限り

市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険・医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由による



特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため  
病院又は診療所に移送されたときは、当該被保  
険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、  
移送費として、厚生労働省令で定めるところに  
(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者とな  
った場合)  
**第五十五条** 被保険者が第六条第七号に該当する  
に至つたためその資格を喪失した場合において、  
その資格を喪失した際現に療養の給付、入  
院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に  
係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪  
問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に  
係る療養又は介護保険法(平成九年法律第二百二  
十三号)の規定による居宅介護サービス費に係  
る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に  
規定する指定居宅サービスをいう。)若しくはこれに相  
当するサービス(これらのサービスのうち療養  
に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費  
に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定  
する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相  
当するサービスをいう。)(療養に相当するものに限  
る。)、地域密着型介護サービス費に係る地  
域密着型サービス(同法第八条第十四項に規定  
する地域密着型サービスをいう。)若しくはこ  
れに相当するサービス(これらのサービスのうち  
療養に相当するものに限る。)、施設介護サー  
ビス費に係る指定施設サービス費等(同法第四十  
八条第一項に規定する指定施設サービス等をい  
う。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設  
サービス費に係る指定施設サービス等(同法第八  
条第二十六項に規定する施設サービスをいう。)  
(療養に相当するものに限る。)、介護予防サー  
ビス費に係る指定介護予防サービス(同法第五  
十三条第一項に規定する指定介護予防サービス  
をいう。)(療養に相当するものに限る。)若しくは  
くは特例介護予防サービス費に係る介護予防サー  
ビス(同法第八条の二第一項に規定する介護  
予防サービスをいう。)若しくはこれに相当す  
るサービス(これらのサービスのうち療養に相  
当するものに限る。)を受けていたときは、そ  
れにより算定した額を支給する。

は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によつて、医療に関する給付を受けることができる場合又は介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による療養補償、労働災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは疗養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一年）の規定による療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一年）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

すべき額の限度において、当該被保険者が保険機関等に支払うべき當該療養に要した費用を、当該被保険者に代わって保険医療機関等に支払うことができる。ただし、当該市町村又は組合が第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じているときは、被保険者が同条第二項に規定する保険医療機関等について当該療養を受けた場合に限る。

**4** 前項の規定により保険医療機関等に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。

(世帯主又は組合員でない被保険者に係る一部負担金等)

**第五十七条** 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前条第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対して第四十三条第三項若しくは前条第二項の規定による差額又は療養費を支給するものとする。

(高額療養費)

## (高額介護合算療養費)

**第五十七条の三** 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額介護療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

## 2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

## 第三節 その他の給付

**第五十八条** 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関する事務を國民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができる。  
2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給を行うことができる。  
3 市町村及び組合は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を國民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができる。

## 保險給付の制限

**第五十九条** 被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保險外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給(以下この節において「療養の給付等」といふ。)は、行わない。  
一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。  
二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

## 第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為に

より、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

## 第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不

行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

## 第六十二条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないとときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

## 第六十三条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

## 第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる。

## 第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額(当該保険料の額を控除することができる)の限度において、被保険者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

## 第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

## 第六十六条 市町村及び組合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

## 第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十四条の二第一項、第五十三条第一項、第五十四条规定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる。

## 第六十七条 市町村及び組合は、第一項及び第二項、第五十四条の二第一項、第三項及び第四項、第五十五条の三第一項、第三項及び第四項、第五十六条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第二項及び第五十七条の三第一項の規定により行う保険給付については、当該市町村の区域内に住所を有する者に對し、行うものとする。

## 第六十八条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)及び第五十八条(受給権の保護)第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条 国は、政令の定めるところにより、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の二 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の三 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の四 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の五 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の六 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の七 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の八 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の九 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十一 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十二 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十三 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十四 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十五 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

## 第六十九条の十六 市町村及び組合は、第一項の規定による事務を行つるものとする。

組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

## 第四節 雜則

## (損害賠償請求権)

被保険給付に關し、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払せられたるもの又は専門性の高いものを行なうことができる。

## (強制診断等)

被保険者があつた者が、當該療養の給付に關し付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

## (市町村による保険給付に係る事務の範囲)

被保険者があつた者が、當該療養の給付に關し付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

## (市町村及び組合は、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれるも

## (市町村及び組合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

## (不正利得の徴収等)

前項の場合において、保険医療機関において診療に從事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

## (前項の場合において、保険医療機関において診療に從事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払せられた額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行なうことができる。

## (強制診断等)

被保険者があつた者が、當該療養の給付に關し付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

## (強制診断等)

関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という）の納付に関する事務を含む。」の執行に要する費用を負担する。

**第七十条** 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項、第七十五条の二第一項、第七十六条第二項及び第一百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額を控除した額（以下「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合を減じて）」ある市町村又は都道府県若しくは市町村が被保険者の全部若しくは一部についてその一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を負担することとしている市町村が属する都

道府県に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

**第七十二条の二** 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、一般会計から、算定対象額の百分之九に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

都道府県は、前項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、一般会計から、高額医療費負担対象額（第七十二条の二第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。

**（国庫負担金の減額）**

**第七十一条** 都道府県又は当該都道府県内の市町村が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該都道府県に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額をこえることができない。

**（調整交付金等）**

**第七十二条** 国は、都道府県等が行う国民健康保険について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、都道府県に対しても調整を行う。

都道府県の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

**第七十二条の三** 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第一項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。

**第七十二条の三の二** 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

**第七十二条の四** 市町村は、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

**第七十二条の五** 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第二十一条の規定による特定健康診査等に要する費用の負担（特定健康診査等による費用の負担）

3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

**第七十二条の四** 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第二十一条の規定による特定健康診査（第八十二条第二項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等費用額」という。）の三分の一に相当する額を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に  
関する特別会計に繰り入れなければならない。  
(組合に対する補助)

### 第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付等に要する費用並びに

前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護  
納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に  
要する費用について、次の各号に掲げる額の合  
算額を補助することができる。

一 次に掲げる額の合算額に組合の財政力を勘  
案して百分の十三から百分の三十二までの範  
囲内において政令で定める割合を乗じて得  
た額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給  
付に係る一部負担金に相当する額を控除し  
た額並びに入院時食事療養費、入院時生活  
療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問  
看護療養費、特別療養費、移送費、高額療  
養費及び高額介護合算療養費の支給に要す  
る費用の合算額から、当該合算額のうち  
組合特定被保険者(健康保険法第三条第  
一項第八号又は同条第二項ただし書の規定  
による承認を受けて同法の被保険者となら  
ないことにより当該組合の被保険者である  
者及びその世帯に属する当該組合の被保険  
者をいう。ロにおいて同じ。)に係る額と  
して政令の定めるところにより算定した額  
(以下この条において「特定給付額」とい  
う。)を控除した額

ロ 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援  
金、介護納付金並びに流行初期医療確保保  
括出金の納付に要する費用の額(前期高齢者  
交付金がある場合には、これを控除した  
額から、当該費用の額のうち組合特定被  
保険者に係る費用の額として政令の定める  
ところにより算定した額(以下この条にお  
いて「特定納付費用額」という。)を控除  
した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれ  
に特定割合を乗じて得た額の合算額

前項第二号の特定割合は、百分の三十二を下  
回る割合であつて、健康保険法による健保  
事業に要する費用(前期高齢者納付金及び後  
期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療  
確保拠出金の納付に要する費用を含む。)に対  
する国との補助の割合及び組合の財政力を勘案し  
て、特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれ

について、政令で定めるところにより算定した  
割合とする。

3 第四十三条第一項の規定により一部負担金の全  
部又は一部を負担することとしている組合に對  
する第一項の規定の適用については、同項第一  
号イに掲げる額及び特定給付額は、当該一部負  
担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全  
部若しくは一部の負担の措置が講ぜられな  
いものとして、政令の定めるところにより算定  
した同号イに掲げる額及び特定給付額に相当す  
る額とする。

4 国は、第一項の補助をする場合において、政  
令の定めるところにより、組合の財政力等を勘  
案して、同項の補助の額を増額することができる

5 前項の規定により増額することができる補助  
の額の総額は、第一項第一号イに掲げる額及び  
特定給付額(これらの額について第三項の規定  
の適用がある場合にあつては、同項の規定を適  
用して算定した額)並びに同号ロに掲げる額及  
び特定納付費用額の合算額の見込額の総額の百  
分の十五・四に相当する額の範囲内の額とす  
る。

(出産育児交付金)

### 第七十三条の二 出産育児一時金の支給に要する 費用(健康保険法第一百一条の政令で定める金額 (第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規 約で定める金額が、同法第一百一条の政令で定め る金額に満たないときは、当該条例又は規約で 定める金額とする。)に係る部分に限る。)の一 部については、政令で定めるところにより、高 齢者の医療の確保に関する法律(第二百二十四条の 第四項の規定により支払基金が都道府県又は 組合に対して交付する出産育児交付金をもつて 充てる。)

2 健康保険法第一百五十二条の三から第一百五十二  
条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に  
関する法律(第四十一条及び第四十二条の規定  
は、出産育児交付金について準用する。この場  
合において、必要な技術的読替えは、政令で定  
める。)

(国の補助)

七十二条の五第一項及び第七十三条に規定する  
もののほか、予算の範囲内において、保健師に  
要する費用についてはその三分の一を、国民健  
康保険事業に要するその他の費用についてはそ  
の一部を補助することができる。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)  
第七十五条 都道府県及び市町村は、第七十二条  
の三第二項、第七十二条の三の二第三項、第七  
十二条の三の三第三項及び第七十二条の四第三  
項に規定するものほか、国民健康保険事業に  
要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢  
者支援金等、介護納付金並びに感染症の予防及  
び感染症の患者に対する医療に関する法律の規  
定による流行初期医療確保拠出金等(以下「流  
行初期医療確保拠出金等」という。)の納付に  
要する費用を含む。)に対し、補助金を交付し、  
又は貸付金を貸し付けることができる。

(国民健康保険保険給付費等交付金)

第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施そ  
の他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施  
を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状  
況その他の事情に応じた財政の調整を行うた  
め、政令で定めるところにより、条例で、当該  
都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民  
健康保険に関する特別会計において負担する療  
養の給付等に要する費用その他の国民健康保  
険事業に要する費用について、国民健康保険保  
険給付費等交付金を交付する。

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に  
関する専門的な見地から、当該都道府県内の市  
町村による保険給付の適正な実施を確保し、國  
民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付す  
るため、厚生労働省令で定めるところにより、  
当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関  
等が第四十五条第四項(第五十一条第六項、第  
五十二条の二第三項及び第五十三条第三項にお  
いて準用する場合を含む。)の規定により行うに  
よる保険給付の審査及び支払に係る情  
報(当該市町村が、その保険給付に関する事務  
を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託  
した場合(次条において「事務委託の場合」と  
いいう。)にあつては、当該委託された事務に関  
し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保  
有する情報を含む。)の提供を求めることがで  
きる。

第七十五条の四 都道府県は、当該都道府県内の  
市町村による保険給付がこの法律その他関係法  
令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれ  
があると認めるときは、理由を付して、当該市  
町村(事務委託の場合にあつては、当該委託を  
受けた国民健康保険団体連合会又は支払基金を  
含む。)に対し、当該市町村による保険給付に  
ついて再度の審査を求めることができる。

2 市町村又は国民健康保険団体連合会若しくは  
支払基金は、前項の規定による再度の審査の求  
め(以下「再審査の求め」という。)を受けた  
ときは、当該再審査の求めに係る保険給付につ  
いて再度の審査を行い、その結果を都道府県知  
事に報告しなければならない。

第七十五条の五 都道府県は、再審査の求めをし  
たにもかかわらず、当該市町村が当該再審査の  
求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さ  
ない場合であつて、当該保険給付がこの法律そ  
の他関係法令の規定に違反し、又は不当に行わ  
れたものと認めるとき(当該再審査の求めに基  
づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健  
康保険診療報酬審査委員会(第四十五条第六項  
の規定により国民健康保険団体連合会が診療報  
酬請求書の審査に係る事務を同項に規定する厚  
生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」  
といいう。)に委託した場合において、当該診療  
報酬請求書の審査を行ふ者を含む。)又は社会  
保険診療報酬支払基金法第十六条第一項に規定  
する審査委員会若しくは同法第二十一条第一項  
に規定する特別審査委員会において行われたと  
きを除く。)は、当該市町村に対し、当該保険  
給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告  
することができる。

2 都道府県は、前項の規定による勧告を行ふに  
より保険給付の全部又は一部を取り消すべき  
ことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が  
該当かつては、あらかじめ、当該市町村の意見を  
聴かなければならぬ。

第七十五条の六 都道府県は、前条第一項の規定  
により保険給付の全部又は一部を取り消すべき  
ことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が  
該当かつては、あらかじめ、当該市町村の意見を  
聴かなければならぬ。

2 都道府県は、前条第一項の規定による勧告を行ふに  
より保険給付の全部又は一部を取り消すべき  
ことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が  
該当かつては、あらかじめ、当該市町村の意見を  
聴かなければならぬ。

(都道府県による保険給付の審査及び支払に係る情  
報(当該市町村が、その保険給付に関する事務  
を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託  
した場合(次条において「事務委託の場合」と  
いいう。)にあつては、当該委託された事務に関  
し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保  
有する情報を含む。)の提供を求めることがで  
きる。

部分に限る。)に相当する額を減額することができる。

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

### 第七十五条の七

都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。)に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、当該都道府県内の市町村か

ら、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

(保険料)

第三条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含み、健康保険法第百七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

3 前二項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとす

(賦課期日)

第七十六条の二 市町村による前条第一項の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

### (保険料の徴収の方法)

第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主(政令で定めるものを除く。)から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか

普通徴収(市町村が世帯主に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものとし。

(介護保険法の準用)

第七十六条の四 介護保険法第百三十四条から第一百四十二条の二までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対して保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)

第七十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

(督促及び延滞金の徴収)

第七十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十三条の二第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

き期限は、地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主(政令で定めるものを除く。)から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか

普通徴収(市町村が世帯主に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものとし。

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他の老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものとし。

(滞納処分)

次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内での額の資金を貸し付ける事業

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地若しくはその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することができる。

3 前項の規定により組合が処分を行う場合には、地方自治法第二百三十二条の三第三項前段及び第十一項の規定を準用する。

2 前段及び第十一項の規定により組合が市町村に対し処分の請求を行つた場合には、市町村は、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分する。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

1 前段及び第十一項の規定により組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 保険料その他のこの法律の規定による組合の徴収金を滞納したときは、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険料に対する特別会計に繰り入れるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

3 都道府県は、前項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要なと認められる場合に、政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険にかかる特別会計に繰り入れることができる。

4 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

部分に限る。)に相当する額を減額することができる。

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。)に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、当該都道府県内の市町村か

ら、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

(保険料)

第三条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含み、健康保険法第百七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

3 前二項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとす

(賦課期日)

第七十六条の二 市町村による前条第一項の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。



を図るため、当該事業の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

一 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行った請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行った請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合においては、当該委託された事務に關し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。）

二 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

## 第六章の二 国民健康保険運営方針等

（都道府県国民健康保険運営方針）

**第八十二条の二** 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

一 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

二 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

四 当該都道府県内の市町村における保険給付する事項

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関する事項

六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

3 前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

二 前項各号（第一号を除く。）及び前号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認められる事項

3 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

5 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならぬ。

6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

9 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

10 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対しても必要な協力を求めることができる。  
(標準保険料率)

**第八十二条の三** 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(第三項において「市町村標準保険料率」という。)を算定するものとする。

2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値(次項において「都道府県標準保険料率」という。)を算定するものとする。

3 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率(以下この条において「標準保険料率」という。)を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。

4 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

**第七章 国民健康保険団体連合会**

**(設立、人格及び名称)**

**第八十三条** 都道府県若しくは市町村又は組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならぬ。連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

**第八十四条** 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

<p><b>第八十五条条</b> 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（規約の記載事項）</p> <p><b>第八十五条条の二</b> 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、診療報酬請求書情報等の分析等（次条第三項に規定する業務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。（業務）</p> <p><b>第八十五条条の三</b> 連合会は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。</p> <p>連合会は、前項に規定する業務のほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。</p>
--

一 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の事務

二 第六十四条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

三 前二号の業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業

五 療報請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療報酬請求書及び特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。

六 連合会は、この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行ふことができる。

一 国、都道府県、市町村、法人その他の団体の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する業務

二 前号の業務に附帯する業務

#### 第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五

条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第

三十五条まで及び第八十二条（特定健康診査等に係るもの並びに同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項を除く。）の規定は、連合会について準用する。この場合において、これら

の規定中「組合員」とあるのは「会員たる都道府県若しくは市町村又は組合を代表する者」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と、「組合會議員」とあるのは「総会又は代議員会の議員」と、同条第二項中「被保険者を」とあるのは「都道府県若しくは市町村若しくは組合又は被保険者を」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それぞれ当該都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及び第四項において同じ。）又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるの

は「医療保険等関連情報の提供を求められた都道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」と読み替えるものとする。

（審査委員会）

二 連合会は、前項の規定により審査委員会に提出された診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿の記載が不備又は不当であつたため出頭を要するものとする。

（第八章 診療報酬審査委員会）

三 連合会は、前項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行つたため、都道府県の区域を区域とする連合会（その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の三分の二以上が加入しないものを除く。）に、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

四 連合会は、前項の規定による事務の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査を審査委員会に行わせることができ

る。（審査委員会の組織）

（審査委員会は、都道府県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに組合（以下「保険者」という。）を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。）

（審査請求）

五 第九十条 この章に規定するもののほか、審査委員会に提出して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（第九章 審査請求）

六 第九十二条 この章に規定するときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査請求があつたものとみなす。

（審査請求の期間及び方式）

七 第九十三条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は保険料その他この法律の規定による徴収金に係る処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。

八 第九十四条 前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する処理上は、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置）

九 第九十五条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。

（委員の任期）

一 第九十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員は、再任されることができる。

（会長）

三 第九十七条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。

四 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

五 第九十八条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村、組合その他利害関係人に通知しなければならない。

（市町村又は組合に対する通知）

六 第九十九条 審査会は、審査請求がされたときは、頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該保険医療機関又は組合（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の出頭等又は指定訪問看護の事業を行う事業所に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若しくは管理者、指定訪問看護事業者若しくは当該保険医療機関等において療養を担当する保険医若しくは保険薬剤師に対して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求めることができる。

（管轄審査会）

七 第一百条 審査請求は、当該処分をした市町村に提出された場合は、審査請求人若しくは関係人に對して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

（審理のための処分）

八 第一百零一条 審査会は、審理を行つたため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に對して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

（審査請求の期間及び方式）

九 第一百零二条 審査請求は、当該処分をした市町村に提出された場合は、審査請求人若しくは関係人に對して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

（政令への委任）

一 第一百零三条 この章及び行政不服審査法に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手続に關して必要な事項は、政令で定める。

（審査請求と訴訟との關係）

二 第一百零四条 第一百零一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起すること

ができない。





号において「特定住所変更」という。を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村等をしている病院等は、当該病院等の所在する市町村及び前二項の規定によりその区域内に当該被保険者が住所を有するものとみなされた市町村に、必要な協力をしなければならない。

（読替規定）

**第一百七十七条** この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

**第二百一十九条** 第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二（第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二（第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二（第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の三第一項（第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の三第二項（第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

**第一百九十九条の二** 第十七条第一項及び第三項、第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十三

れらの職についた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

**第一百二十二条の二** 第百二十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百二十二条** 正当な理由なしに、第一項の規定による处分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、審査会の行う審査の手続における請求人又は第百条の規定により通知を受けた市町村、組合その他の利害関係人は、この限りでない。

**第一百二十二条の二** 正当な理由なしに第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由なしに同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第一百二十三条** 被保険者又は被保険者であつた者が、第一百四十四条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対しして、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

**第一百二十三条の二** 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百二十一条の二又は第二百二十二条の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第一百二十四条** 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第一百四十四条第一項の規定により報告若しくは診療

録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、  
正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項  
の規定による当該職員の質問に対して、正当な  
理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし  
たときは、十万円以下の過料に処する。

**第一百二十五条** 組合又は連合会が、第二十七条第  
四項（第八十六条において準用する場合を含  
む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽  
の届出をし、第二百六条第一項の規定による報告  
を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、  
若しくは虚偽の報告をし、又は第二百八条第一項  
の規定による命令に違反したときは、その役員  
又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

**第一百二十六条** 第十五条第二項又は第二百八十三条第  
四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料  
に処する。

**第一百二十七条** 市町村は、条例で、第九条第一項  
若しくは第九項の規定による届出をせず、若し  
くは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しく  
は第四項の規定により被保険者証の返還を求め  
られてこれに応じない者に対し十万円以下の過  
料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつ  
た者が正当な理由なしに、第二百十三条の規定に  
より文書その他の物件の提出若しくは提示を命  
ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による  
該職員の質問に対しして答弁せず、若しくは虚  
偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科  
する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為に  
より保険料その他この法律の規定による徴収金  
の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれ  
た金額の五倍に相当する金額以下の過料を科す  
る規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前  
三項の規定による過料の処分について準用す  
る。

**第一百二十八条** 前条第一項から第三項までの規定  
は、組合について準用する。この場合において  
て、これらの規定中「条例」とあるのは「規  
約」と、「過料」とあるのは「過怠金」と読み  
替えるものとする。

2 組合又は連合会は、規約の定めるところによ  
り、その施設の使用に關し十万円以下の過怠金  
を徵収することができる。





該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関する療養の給付については、なお従前の例

7 はより  
特別の事情がある国民健康保険の保険者は、昭和四十一年三月三十日までの間は、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付は、同

項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十二条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

養費の支給に要する費用については、次の各号に定める日（以下「基準日」という。）以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養の給付及び基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、なお前項の例による。

<p>該期間経過後この法律の施行までの期間に係る特別の事情がある国民健康保険の保険者は、昭和四十年三月三十一日までの間は、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関する限り、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年以上の期間を経過したときは行なわないこととすることができる。</p> <p>8 国民健康保険の保険者が前項の規定により療養の給付を行なうべき期間を制限している場合においては、この法律による改正後の国民健康保険法第五十五条第一項中「当該疾病又は負傷について」とあるのは、「被保険者として受けることができる期間」と読み替えるものとする。昭和三十八年度分のこの法律による改正後の国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金の総額は、同条第二項の規定にかかるわらず、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の八・八とする。</p>	<p>7 特別の事情がある国民健康保険の保険者は、昭和四十年三月三十一日までの間は、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関する限り、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年以上の期間を経過したときは行なわないこととすることができる。</p> <p>9 国民健康保険の保険者が前項の規定により療養の給付を行なうべき期間を制限している場合においては、この法律による改正後の国民健康保険法第五十五条第一項中「当該疾病又は負傷について」とあるのは、「被保険者として受けることができる期間」と読み替えるものとする。昭和三十八年度分のこの法律による改正後の国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金の総額は、同条第二項の規定にかかるわらず、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の八・八とする。</p>		
(施行期日) 抄	(施行期日) 抄		
第一 条 (施行期日)	第一 条 (施行期日)		
附 則 (昭和三八年六月八日法律第九九)	附 則 (昭和四一年六月六日法律第七九)		
(施行期日及び適用区分)	(施行期日)		
第一 条 この法律中目次の改正規定(第三編第四章の次に一章を加える部分に限る)、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分に限る)、附則第二十五(地方開発事業団に関する部分に限る)、附則第三十五条(財務以外の改正規定等)といふ)は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調整及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定(以下「予算関係の改正規定」という)は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二	第一 条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。	第一 条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という)から施行する。	第一 条 この法律は、昭和四十年六月一日(以下「施行日」という)から施行する。
(経過規定)	(経過規定)	(経過規定)	(経過規定)
2 昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。	2 昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。	2 昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。	2 昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。
3 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯について)に係る療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用について、同日前に行なわれた療養に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用について、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国(の負担について)は、なお従前の例による。	3 この法律による改正前の第七十条の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯について)に係る療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用について、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国(の負担について)は、なお従前の例による。	3 この法律による改正前の第七十条の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯について)に係る療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用について、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国(の負担について)は、なお従前の例による。	3 この法律による改正前の第七十条の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯について)に係る療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用について、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国(の負担について)は、なお従前の例による。
4 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療	4 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療	4 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療	4 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療

養費の支給に要する費用については、次の各号に定める日（以下「基準日」という。）以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養の給付及び基準日前に行なわれた療養に係る療養

養費の支給に要する費用については、次の各号に掲げる市町村ごとに、それぞれ當該各号に定める日（以下「基準日」という。）以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用については、なお從前の例による。

一 昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該一部負担金の割合を十分の三以下としたことにより昭和四十一年度において国民健康保険法第七十四条の規定による補助を受けたもの

昭和四十一年四月一日

二 昭和四十二年一月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの

昭和四十二年一月一日

三 前各号に掲げる市町村以外の市町村 昭和四十三年一月一日

厚生大臣は、あらかじめ、前項第二号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがおむね同数となるよう前に計画を定め、これに基づいて同項第二号の承認を行なうものとする。

四 前項の計画を定めるに当たつては、市町村における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高いと認められる市町村が優先されるように配慮するものとする。

五 第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとすることができる。

六 この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、この法律の公布の日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていないもの（同用する。

七 地方自治法第二百三十三条の第三第三項の規定は、この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適用する。

八 この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、この法律の公布の日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていないもの（同用する。

九

















分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保險者等加入割合を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特別退職被保險者の特例退職被保險者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特別退職被保險者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特別退職被保險者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特別退職被保險者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）とする。

するものとする。」とする。

## 二 附則第十六条第三項に規定する前期負担調

老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。) に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

平成十五年度の新国保法第七十二条の第四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかるらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除了した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

6

等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」  
三 退職被保険者等による保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額  
平成十五年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者の等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」

額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額）」である。特別調整前概算医療費拠出金相当額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度における特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額と、該算定した額の合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

**第二十九条** 平成十六年度における新国保法第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同一法律第一条に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）附則第十八条において読み替えて準用される同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいふ。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二

分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

相当する額に施行日前退職被保険者等が加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。）









において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十二条から第五十三条まで（指定障害者支援事業者に係る部分に限る。）、第五十四条第二項及び第三項（指定障害者支援事業者に係る部分に限る。）、第五十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節（第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第五十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第一号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百四十四条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、基準該当療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十四条、第三十三条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十二条。

条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十八条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百二十二条、第一百三十三条及び第一百五十五条の規定 平成十八年十月一日（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第八十四条** 附則第八十二条の規定による改正後  
の国民健康保険法第百六十六条の二の規定は、同  
条第一項第二号の二に掲げる入居をすることにより、  
より、施行日以後に当該住居の所在する場所に  
住所を変更したと認められる国民健康保険の被  
保険者であつて、当該住居に入居をした際、当  
該住居が所在する市町村以外の市町村の区域内  
に住所を有していたと認められるものについて、  
適用する。

**第八十五条** 当分の間、国民健康保険法第百六十六  
条の二第一項中「又は施設」とあるのは「施  
設又は住居」と、同項第三号中「又は」とある  
のは「若しくは」と、「入所」とあるのは「入  
所又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行  
う住居への入居」とする。

前項の規定により読み替えられた国民健康保  
険法第百六十六条の二の規定は、同条第一項第三  
号に掲げる入所又は入居をすることにより、附  
則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に  
当該施設又は住居の所在する場所に住所を変更  
したと認められる国民健康保険の被保険者であ  
つて、当該施設又は住居に入所又は入居をした  
際、当該施設又は住居が所在する市町村以外の  
市町村の区域内に住所を有していたと認められ  
るものについて、適用する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百二十二条** この法律の施行前にした行為及び  
この附則の規定によりなお従前の例によることと  
される場合におけるこの法律の施行後にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百二十二条** この附則に規定するもののほか、  
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
定める。

（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施  
行する。

**(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)**

**第十五条** 前条の規定による改正後の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の規定（入居に係る部分に限る。）は、施行日以後に同号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例によること。

**附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄**

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

**附 則（平成一八年六月二日法律第八三号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第三十三条までの規定 公布の日

二 略

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第五十一条から第十二条まで、第四十八条から第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十七条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七一条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九十七条、第一百四十四条、第一百七十七条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

この条において「旧介護保険法」という。) 第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十二条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これら二の規定に基づく命令の規定を含む。)は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養型医療施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二六十項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第一百三十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる規

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(処分、手続等に関する経過措置)

**第一百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれの法律の中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄  
(施行期日等)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定。公布の日から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第一百九条及び第一百九条の二の改正規定並びに附則第七十条の規定 平成二十年十月一日(処分、申請等に関する経過措置)

**第七十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険事務所長(以下「社会保険事務所長」という。)がした裁定承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険事務所長又は社会保険事務所長(以下「社会保険事務所長等」という。)がした裁定承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に法令の規定により社会保険事務所長等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対し被処分された申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険事務所長等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項では、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後施行の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日(検討)

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一一〇九号) 抄  
(施行期日)

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険事務所長等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項では、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後施行の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険事務所長等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険事務所長等に対しすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

**第二十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一一〇九号) 抄  
(施行期日)

二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定。公布の日から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第一百九条及び第一百九条の二の改正規定並びに附則第七十条の規定 平成二十年十月一日(罰則に関する経過措置)

**第七十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする罰則の適用については、厚生労働大臣等に對してすべきものとする。

限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に對してすべきものとする。

**第七十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第二十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日(検討)

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一一〇九号) 抄  
(施行期日)

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険事務所長等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対し被処分された申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険事務所長等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項では、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後施行の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険事務所長等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険事務所長等に対しすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

**第二十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一一〇九号) 抄  
(施行期日)





者等確定調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第一項第三号の確定調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（新国保法附則第七条第三項に定める調整対象基準調整金額の算定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額。

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等等相当額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

イ 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第三項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額が同年度の確定後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（同条第一項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額（概算後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額

八 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保險者等確定後期高齢者支援金相当額(確定後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ)を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保險者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

七 病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金をいう。以下同じ。)の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の三十二に相当する額を、次の一からハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額を加算した額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金(介護保険法第二十五条第一項の概算納付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金(介護保険法第二十五条第一項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条规定をいう。以下同じ。)の百分の三十二に相当する額

一項の概算前期高齢者交付金をいう。以下同じ。の額の百分の三十二に相当する額の額が同年度の確定前期高齢者交付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前項高齢者交付調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前項高齢者交付調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

一部負担金軽減市町村等(新国保法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村をいう。以下同じ。)に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

3 平成二十四年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかるらず、第一号に掲げる額、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額、第四号に掲げる額から第五号に掲げる額を控除した額、第六号に掲げる額及び第七号に掲げる額の合算額から第八号に掲げる額を控除した額の見込額の総額から、平成二十二年度の基準超過費用額(医療保険制度の安定的運営を図るために国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。)の百分の九に相当する額の総額を控除した額とす

二  
一 第一項第一号に掲げる額（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の九に相当する額

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額





「第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定（平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

**第三十五条** 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者の医療の確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する「正當な理由」（第三号並

4  
政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）  
**第三十三条** 第十五条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）第一百十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

**第三十四条** 新国保法第百六十六条の二第一項第六号の規定（入居に係る部分に限る。）は、第三

号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

**第三十五条** 新国保法附則第十六条において準用する第十一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において准用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金のうち第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びい必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
抄  
（平成一七年五月二九日法律第三  
号）

同法第五百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保險法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第五十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第六十二条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 平成二十九年四月一日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三条及び第六十六条の規定 平成二十九年四月一日

（検討）

**第二条** 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後において、国民健康保険の医療に要する費用の増加の要因、当該費用の適正化に向けた国、都道府県及び市町村の取組並びに国民健康保険事業の標準化及び効率化に向けた都道府県及び市町村の取組等の国民健康保険事業の運営の状況を検証しつつ、これらの取組の一層の推進を図るとともに、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における

公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(国民健康保険法)**　一部改正に伴う経過措置

**第三条**　附則第三条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「第三号改正前国保法」という。）附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合は、第十条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「第三号改正後高確法」という。）第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合とみなす。

**第四条**　第三条の規定による改正後の国民健康保険法附則第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条の規定は、平成二十九年度以後の各年度の被用者保険等保険者（第三号改正後高確法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金について適用し、平成二十八年度以前の各年度の被用者保険等保険者（第三号改正前国保法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいい、健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険組合（次項において「特定健康保険組合」という。）を除く。）に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

2　平成二十六年度以前の各年度の特定健康保険組合に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

**第五条**　この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「平成三十年改正前国保法」という。）第十一条第一項の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に置かれている国民健康保険運営協議会は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成三十年改正後国保法」という。）第十一条第二項の規定により置かれた市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とみなす。

**第六条**　都道府県は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第一項の規定の例により、財政安定化基金を設けることができる。



から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律 第四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第一項の規定 第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。)による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の国民健康保険法百十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(国民健康保険法又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする)が到来する保険料について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則(この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (令和二年三月三一日法律第一一  
号)抄

附則（令和二年三月三一日法律第一四号）抄

附 則（令和二年三月三日法律第一四〇号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条の二第一項の改正規定並びに同法附則第六条第一項を加える改正規定を除く。）並びに

二 第二略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに

第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に關する経過措置）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）  
附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の

第三条 介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十二条（見出しを含む。）及び第十三条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日  
附 則（令和三年五月一九日法律第三七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日  
二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に二条を加える改正規定を除く。）、四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百一十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の

推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限

（推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和三年六月一一日法律第六六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定（公布の日

二 第六条の規定（前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四条の改正規定を除く。）及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及



**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中地方税法第七百三条の四第三項の改正規定（同項第二号二中「国民健康保険法」の下に「第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金を含み、同法を加える部分を除く。」、同条第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三条の五に一項を加える改正規定並びに附則第六条及び第二十五条の規定 令和六年一月一日）

第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（「推進」の下に「、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保」を加える部分に限る。）及び同法第九条第四項の改正規定（「推進」の下に「、かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。）、第八条中医療法の目次の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五条第一項及び第六条の三第一

### 二 略 三 第三条の規定

四 第三条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中地方税法第七百三十二条の四第三項の改正規定（同項第二号二中「国民健康保険法」の下に「第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金を含み、同法を加える部分を除く。」、同条第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三条の五に一項を加える改正規定並びに附則第六条及び第二十五条の規定 令和六年一月一日

共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二  
十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年  
法律第二百二十八号）第一百四十四条の二第二項の  
改正規定、附則第二十二条中地方公務員等共  
済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）  
第一百四十四条の三十三第二項の改正規定、附  
則第二十四条（第一号に係る部分に限る。）  
の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和  
二十五年法律第二百四十四号）第八十条の四第

下この項において「療養の給付等に要する費用」という。並びに施行日前に退職被保険者等であつた者に対し施行日前に行われた療養の給付等に要する費用のうち施行日以後に請求されるものについては、これらの者が住所を有する都道府県及び市町村(特別区を含む)が負担する療養の給付等に要する費用とみなして、国民健康保険法第五章の規定を適用する。

施行日前に特例退職被保険者等(第四条改正前国保法附則第二十一条第一項に規定する特例

4  
て、これらの規定の適用に關し必要な技術的の説  
替えその他これらの規定に關する事項は、  
政令で定める。  
前項の規定によりなおその効力を有するもの  
とされた第四条改正前国保法附則第十条第一項  
の規定により支払基金が令和六年度における拠  
出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徵収す  
る間、第一条の規定による改正前の健康保険法  
附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則  
第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）によ

改正規定、第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第百七十七条第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定 令和七年四月一日

**第五条** 施行日の前日において退職被保険者等（第四条の規定による改正前の国民健康保険法等（次項から第五項までにおいて「第四条改正前国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下この項において同じ。）である者に対し施行日以後に行われる療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看

べき行う退職者医療関係業務（同条に規定する退職者医療関係業務をいう。第五項において同じ。）、退職被保険者等所属都道府県が第四条改正前国保法附則第十五条第一項の規定に基づき行う通知及び特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。）が第四条改正前国保法附則第二十一条第二項の規定に基づき行う通知については、第四条改正前国保法附則第六条から第二十一条ま

項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の五、第三十条の六第一項、第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** 都道府県は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第四条の規定（附則第一条第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）によることのできる改正の国民健康保険法第八十二条の二（第六項及び第九項を除く。）の規定の例により、

3 養の給付等に要する費用とみなして、健康保険法第七章の規定を適用する。

令和四年度における退職被保険者等所属都道府県（第四条改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県をいう。以下この項において同じ。）に係る療養給付費等交付金（同条第一項の療養給付費等交付金をいう。）及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）に係る療養給付費等拠出金（第四条改正前国保法附則第十条第一項の療養給付費等拠出金をいう。）に關し、社会保険診療報酬支払基金による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）

**(検討)** 第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応

型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（以下この項において「特例退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用」という。）のうち施行日以後に請求されるものについては、これらの者が加入する健康保険組合が負担する特例退職被保険者等に係る療

法」という。附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合

法附則第十一條の三の規定、附則第二十一條の規定（附則第一條第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他これらの規定に關し必要な事項は、政令で定める。

令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所屬する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合については、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なおそその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（政令への委任）

**第十八条** 附則第三条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三

5 条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他これらの規定に關し必要な事項は、政令で定める。

6 令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所屬する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合については、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、な

条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第十七条** 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

（政令への委任）

**第二十条** この附則に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。